

○財務省告示第二百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年五月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（物価連動・十年）
（第二十回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

四 発行方法
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別
参加者・第II非価格競争入札発
行」という。）

五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
も各申込みのうち応募額を順次割り
各申込みのうち応募額の高い

十 発 行 日	九 振替 単 位	八 最 低 額 面 金						七 払 込 金 額						六 発 行 額													
		行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場			
平成二十七年五月十二日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振替法の規定による振替口座簿	十 万 円			五 百 七 十 七 億 八 千 八 十 万 円	五 千 三 百 五 十 七 億 八 千 五 百 六 十							額 面 金 額 で 五 百 三 十 九 億 円	額 面 金 額 で 四 千 九 百 九 十 八 億 円								込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	当 て る 。

	十四	十三	十二	十一
方額想額想発利 法の定額定行 計元元日 算金金の 算金金率				発行 価格

額面金額百円につき百七円二十
 銭○・一パーセント
 盞盞盞×0.994
 各利子支払期及び償還期にお
 ける償還金額は各利子支払
 期及び償還期限の属する月の
 期及び償還期限の属する月の
 月前の消費物価指数（総務省
 統計局が統計法（平成十九年
 法律第五十三号）第二条第四
 項に規定する基幹統計である
 小売物価統計のため全国消費
 者物価指数を除く総合指数
 づく作成する全国消費者物
 価統計の調査の結果に基
 づく作成する全国消費者物
 価統計の調査の結果に基
 数という。以下同じ。）を百三
 二で除して得た数（小数点以下
 第三位未満の端数があるとき
 は、これを四捨五入したもの。）
 に、額面金額を乗じて得た額とす
 る。ただし、消費者物価指数の
 基準に改定が行われ、改定後の
 基準に基づく消費物価指数が公
 表された場合、は、財務大臣が
 定められた日以降の各利子支
 払期限における法定金額及び
 償還期限に定める方法による
 り算出される数（小数点以下第
 三位未満の端数があるとき）は、
 これを四捨五入したもの。）に
 面金額を乗じて得た額とする。

十五 経過利子の払込み

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times 0.994 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{63}{365}$$

十六 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座につき記載又は記録されるものに、前記(一)の算式に、前記(一)の金額から当該金額に百分の二十・三・五を乗じた金額(ただし、当該債借を發行時において取得する者が非居住者又は外国取居に算出た金額(前記(一)の算式に居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができ、平成一十七年九月十日を支払

十七 第二期利子以後

と成り、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。)。第十四号の規定により算出された第十四号における想定元金額

$$\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、

十八
償還期限

次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十
元利金支

平成三十七年三月十日
第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
日本銀行

二十一
払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十二
払込期日

平成二十七年五月十二日